

1. 経営努力認定

地方独立行政法人法上、同法第40条第1項に定める残余(剰余金)の翌事業年度以降への繰越しに係る知事の承認は、評価委員会の意見を聴取し(同条第5項)、経営努力認定を行う(同条第3項)と規定。

2. 国及び会計基準の経営努力認定の考え方

- (1) 文部科学省は、教育研究の特性及びこれを踏まえた運営費交付金の収益化基準の特異性を考慮し、国立大学法人が年度(中期)計画記載事業の実施を立証すれば、剰余金のすべてを経営努力とする取扱いとした。
- (2) 地方独立行政法人会計基準においても、公立大学法人の運営費交付金債務の収益化基準は、原則として、国立大学法人と同様、期間進行基準とし、経営努力の考え方は文部科学省と同様とされた。

【参考】

※教育研究の特性

教育は、個々の教員や講座等を単位として、予算と決算の差額が経営努力によることを立証しようとしても、教育研究が相互に複雑に関連し合いながら実施されるため大変複雑である。  
また、研究は、事業計画に則した事業の進捗度を測定することや、研究成果を得られるまでの間、事業進捗度の客観的な説明が難しい。

※運営費交付金

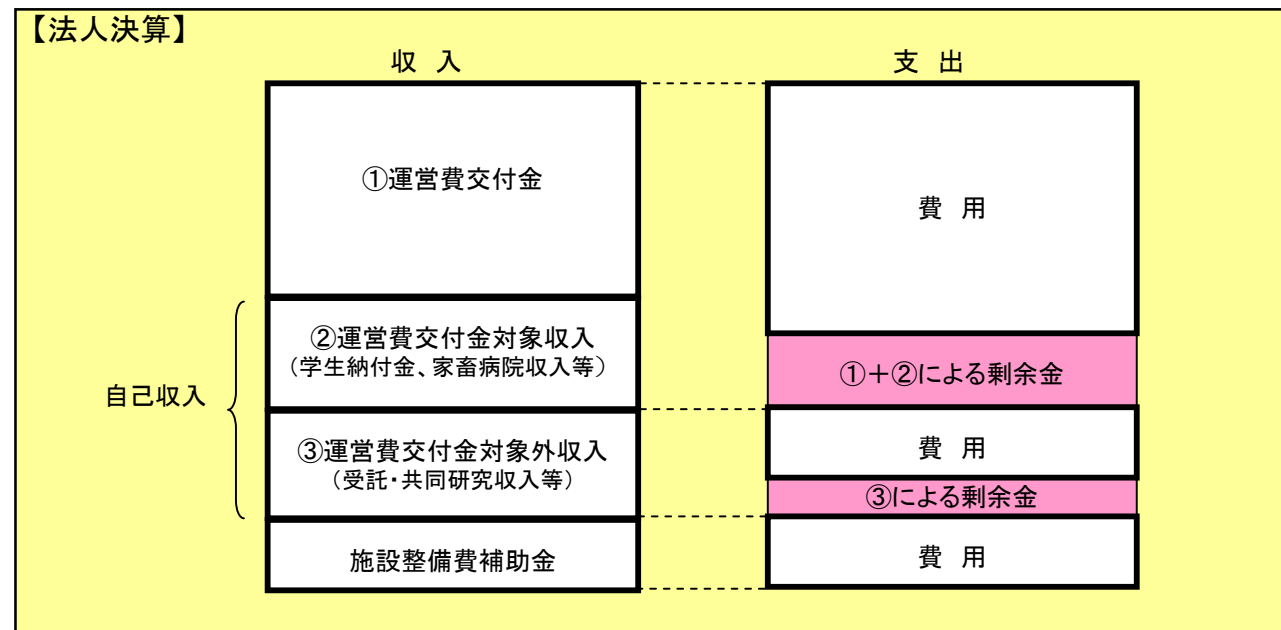
収入の動向にかかわらず効率化係数を課す、外部資金の獲得目標額を設定するなど法人の業務の効率化・経営努力を促す一定のルールを定めている。

3. 認定の基準

地方独立行政法人法第40条第3項の「設立団体の長の承認」は、以下の要件に照らし、法人の経営努力によると認められる場合とする。  
ただし、決算剰余金のうち、現金の裏付けがあり事業の用に供することが可能な額とする。

- ① 大阪府地方独立行政法人評価委員会が行う当該事業年度における評価結果を踏まえ、中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、法人が行うべき業務を効率的に行った結果発生した利益(教職員人件費、管理的経費の抑制等)
- ② 運営費交付金対象収入が当初予定額を上回った結果生じた利益(学生納付金、獣医臨床センター収入等)
- ③ 運営費交付金対象外の事業を行った結果生じた利益(国プロジェクト事業・受託・共同研究収入等)

なお、各学部及び研究科毎の学生収容定員に対して、在籍者が一定率(国立大学法人に準じて、平成17~22年度:90%)を充足しない場合は、相当額を運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標終了時に府に返還することとする。



地方独立行政法人会計基準における経営努力認定の考え方

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。
- (2) 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。(本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したことと認められる場合には、経営努力によらないものとする。)
- (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

4. 府の考え方

平成19年度の剰余金については、地方独立行政法人法第40条第3項に基づき、公立大学法人大阪府立大学の申請どおり承認しても問題ないと考えている。

【在籍者数の充足率】

学部等名	定員	在籍者数	定員比	研究科名	定員	在籍者数	定員比
工学部	1,735人	1,913人	110%	工学研究科	540人	681人	126%
生命環境科学部	740人	832人	112%	生命環境科学研究科	254人	268人	106%
経済学部	1,000人	1,226人	123%	経済学研究科	114人	117人	103%
人間社会学部	862人	1,024人	119%	人間社会学研究科	110人	175人	159%
理学部	516人	624人	121%	理学系研究科	136人	185人	136%
看護学部	510人	503人	99%	看護学研究科	55人	72人	131%
総合リハビリテーション学部	305人	312人	102%	総合リハビリテーション学研	15人	27人	180%
計	5,668人	6,434人	114%	計	1,224人	1,525人	125%
大学合計					6,892人	7,959人	115%

注)旧大学の学部・研究科は、新大学の学部・研究科に読み替え。